平成２４年（フ）第９０号
長崎県長崎市三和町413番地　医療法人協治会杠葉病院、住民票上の住所長崎県長崎市西小島２丁目11番25号
債務者　山﨑　恒哉
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
長崎県西海市西彼町八木原郷1781番地５
債務者　上村　奈央
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
栃木県宇都宮市一条１丁目３番23号　アサヒレジデンス三番館105号室
債務者　成　　貞花
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９４号
栃木県宇都宮市岩曽町1396番地３　メゾンマロニエ岩曽202
債務者　齊藤　全弘
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９５号
栃木県宇都宮市今泉町34番地１　エトワール今泉109号室、前住所栃木県宇都宮市竹下町435番地177
債務者　大澤　英子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９６号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目43番地８　プレステージ簗瀬702、前住所栃木県宇都宮市竹下町435番地177
債務者　大澤　文美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９７号
栃木県那須塩原市塩原2417番地　八汐団地Ａ－５
債務者　大竹美喜枝
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９９号
栃木県宇都宮市小幡１丁目３番19号　シティハイツ小幡203、前住所神奈川県平塚市黒部丘10番６―104号　ジュネス湘南
債務者　小川　貴弘
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０７号
栃木県宇都宮市陽東５丁目27番24号　コーポ鬼怒Ａ101
債務者　新井勝都美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４１号
川崎市麻生区岡上561番地１　グランドヒル岡上Ｂ103
債務者　渋江　ツネ
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
川崎市高津区久本２丁目13番22号　久本ハウス102
債務者　村田　和子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
栃木県宇都宮市双葉２丁目９番31号　ニュー双葉マンション２号棟308号室
債務者　栗原　伸夫
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４７号
岡山市北区楢津609番地６
債務者　中原　伯夫
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８号
岡山市北区楢津609番地６
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９号
大分県中津市大字上如水975番地９
債務者　衛藤　秀子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月18日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
熊本県八代市平山新町2539番地２
債務者　東　　幸代
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後２時
熊本地方裁判所八代支部